

## 鳥取県最低賃金改正

鳥取県最低賃金	発効年月日
時間額 <b>762円</b>	平成30年10月5日

- 業種や規模、常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。
  - ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ②臨時に支払われる賃金
  - ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
  - ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

※詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室または労働基準監督署へお問い合わせください。



問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL:0857-29-1705

## 伯耆ニュータウンが除雪機他 コミュニティ活動備品を整備

—コミュニティ助成事業を活用して—

(一財)自治総合センターが宝くじの収入を財源に行っている「コミュニティ助成事業」を活用し、伯耆ニュータウンが除雪機他コミュニティ活動備品を宝くじの助成金で整備しました。これにより、集落内の生活道路の安心・安全確保と生活環境の維持が期待されます。



除雪機



刈払機

問い合わせ先

企画課 町づくり推進室 TEL:0859-68-3113

## 1月10日は「110番の日」正しい110番通報をお願いします。

110番は、みなさんが、事件・事故等に遭われたり、目撃した場合に警察官が一刻も早く現場に駆けつけるための「緊急専用電話」です。

緊急性のない要望・相談などで110番回線が塞がってしまうと、一刻を争う事件や事故の対応が遅れることになります。

警察に対する相談・要望等の緊急でないものは警察総合相談電話（#9110）または各警察署、交番、駐在所へ連絡して下さい。

いたずら110番は  
絶対にやめましょう！

事件・事故は  
110番



要望・相談は  
#9110



## 聴覚・言語障がいのある方専用緊急通報システム

### 携帯メールで110番通報



メールアドレス  
tottori110pipopa@view.ocn.ne.jp

上記アドレス宛に、事前に作成したメール文章を保存しておけば、緊急の時すぐに送信できます。

交通事故  
けが有り  
〇〇町田道9号  
〇〇〇交差点  
氏名 〇〇〇〇  
090-0000-0000  
で110番します。

←保存画面の一例です。

場所(住所、目標物)を必ず入力して送信して下さい。

GPS機能付携帯電話での110番通報は、通報場所を特定するのに活用できます。

### ファックスで110番通報



フリーダイヤル 0120-857-110  
上記フリーダイヤル番号を短縮ダイヤルに登録しておく。緊急時、用紙に必要事項を記入してダイヤルボタンを押すだけで送信できます。

メール110番を送信後、携帯電話（GPS機能ONの状態）で110番をプッシュして現在地通報する。この時メール本文に携帯電話番号を入力しておく事が重要です。